

第11次帯広市交通安全計画の計画期間の延長について

1 計画期間の延長理由について

交通安全対策基本法では、「都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成することができる。」としており、帯広市では現在、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする第11次帯広市交通安全計画を推進しています。

国の第11次交通安全基本計画及び北海道の第11次交通安全計画は、計画期間が令和7年度までとなっており、令和8年度から令和12年度までの次期計画について、国では令和8年3月に策定予定、北海道では国の計画を踏まえて令和8年7月頃に策定予定となっています。

帯広市の次期計画については、北海道の次期計画と整合を図りながら策定する必要があることから、令和8年度中に策定することとし、計画期間を令和9年度から令和13年度とする考えです。

このため、現在の計画を1年間延長し、令和8年度までとするものです。なお、変更後の計画期間においても、従前から掲げている目標の達成に向け、取り組みを継続していきます。

2 計画の変更点

変更点	変更前	変更後
第1章 計画の概要 2 計画の期間	本計画の期間は、 2021（令和3）年度から 2025（令和7）年度までの 5年間とします。	本計画の期間は、 2021（令和3）年度から 2026（令和8）年度までの 6年間とします。

3 今後のスケジュール

令和8年度 次期帯広市交通安全計画策定

（計画期間：2027（令和9）年度から2031（令和13）年度まで）